

六角氏式目制定の目的と背景

木村 靖

一 はじめに

永祿六十一年期は、没落過程にあった戦国大名六角氏にとって、その存立を左右する大事な時期であった。そして、その動向のすべてが、永祿十(一五六七)年四月に制定された『六角氏式目』に集約されている。

この式目が世に紹介されたのは、比較的新しいことである。昭和十一年、牧健二氏によって阿波国文庫から発見された。牧氏はこれを、同十二年十一月『法学論叢』誌上において、紹介されたのが最初である。

永祿六十一年期における六角氏の動向が、この式目に集約されているということは、式目の発効過程をみても理解できる。

それは、他の戦国大名家法が、主(戦国大名)により、従(大名被官・領域内)への一方的下附という形式をとっているのに対して、六角氏の場合には、主従相互承認の後、これを下附している。また、その内容は、相互規制的な性格を有しているのである。それでは何故、このような性格を有する式目を制定し

なければならなかったのであろうか。その原因が永祿六十一年期に存在しているのではないだろうか。この時期における六角氏の動向について、簡条的にあげてみると、およそ次のようになるだろう。

(一) 戦国大名としての六角氏は、この時期に至っても分国内での支配権力が確立せず、他の戦国大名と比しても、その機構は極めて劣っていた。

(二) そのために六角義治自身の手によって、権力機構を強化するために、先代承禎の有力被官後藤氏殺害事件を起すが、被官達の反撃によって甲賀郡に退却する。

(三) 権力強化策の失敗により、ますます弱体化し、それと共に、江北浅井氏の侵攻が激化する。その結果、永祿九年秋に決定的敗北をする。

(四) このような時期に、有力被官同志によって訴訟事件が起る。これに対して、六角氏の独断による裁決がある。

(五) 以上(一)~(四)でみたように、まさに内憂外患の状況にあった分国内を再統一し、権力基盤を強化すると共に、六角氏

の独断を牽制するために、式目を制定する。

本報告においては、右の(一)、(四)、(五)を中心として若干の考察をおこなつてみたい。なお、(一)、(三)の問題、とくに(一)の権力機構については、後日なんらかのかたちで明らかにしたいと思ふ。

二 観音寺騒動

永祿六(一五六三)年十月一日、六角承禎の重臣後藤但馬守賢豊父子が、六角義治(義弼)に誘殺されるという事件が発生した。この単なる家臣殺害事件を発端として、六角氏分国内は「及大乱」ことになる。『長享年後畿内兵乱記』によれば、十月一日、為佐々木四郎殿後藤父子三人生背、然者永田刑部少輔三上池田進藤平井其外後藤家来衆自焼、面々館江取退、干時観音寺騒動(後略)

とある。また、『殿助往年記』には、

江州観音寺滅却及大乱事、

とあり、この事件を観音寺騒動とよんでいる。さらに、『足利季世記』には、

(前略) 後藤但馬守其子又三郎(中略) 屋形ヨリ御使アリト聞テ早朝ニ出仕シケルヲ待ウケ建部種村兩人アマタノ若者トモヲ引率シ四方ヨリ取籠終ニ後藤但馬父子ヲ打取リケル(中略) 後藤カ供ニ来シ者トモ国中ニ走り散テ色々雑説頻リナリ

(後略)

とある。

この重臣とはいえ、単なる家臣誘殺事件にすぎないものが、何故に国内「及大乱」ようになったのだろうか。ここでまず、事件の背景について考えてみる。

六角義賢(承禎)が、義治に家督を譲つたのは、永祿五(一五六二)年三好長慶と和議を結んだ後であるといわれている。この時より観音寺城を没落する永祿十一(一五六八)年まで、実質的権力を有していた。十七歳で家督を継いだ義治は、今だ若く、父承禎の権力も強大であり、さらに承禎側近の重臣達も健在であるという状況下であった。この承禎側近の重臣達の一人に、後藤但馬守賢豊がいたのである。後藤但馬守について、『足利季世記』は次のように評している。

(前略) 普代相伝ノ家来ノ外ニ後藤ト云者アリ近代舟岡合戦以来二代佐々木家ニ尺功忠賞越他ニ威勢ヲ振ヒ家老ノ列ニナリ頻リニ鷹揚ノ思有リ又其身ノ亡フヘキ瑞相ニヤ彼カ申ス事大小事共ニ屋形承禎吉事ニ聞成シ万彼一人ニ評定サセテ余人ノ申事ヲハ不被用後藤モ江家ニテハ大名ナレハ威勢ヲツノリ一門家老ヲ指越テ家中上下己カ下ニ立ント欲ス己カ心ニ叶フヲハ賞ヲ申与罪ヲ免シケレハ江家ノ待半過テ後藤ニ随ヒ付キケル(後略)

このように、譜代相伝の被官でない後藤但馬守家は、山城国舟岡山合戦以降急速に威勢をつけて、重視されるようになる。後藤氏の出自については、『勢州軍記』に、

(前略) 彼後藤但馬守者後藤兵衛実基之後胤。播磨国住人後藤三郎左衛門尉基明之嫡孫。其頃於六角家第一之臣下也。

(後略)

とある。しかし、その詳しいところは不明である。この譜代相伝の被官でない後藤氏も、但馬守賢豊の代になると、六角承禎は何事も賢豊一人にまかせたようになった。そして家老の列になるのである。ところで、この頃の六角氏における家政機関は、どのようなものであったのであろうか。これも現在の段階では不明であるが、家老(年寄)・門客・一門衆という語をみることができる。また、後に述べる『六角氏式目』には、御前若衆という語をみることができる。

ここでいう家老(年寄)とは、目賀田次郎左衛門、樫崎太郎左衛門尉・三上孫三郎(越後守)・三雲新左衛門・蒲生下野守などの諸氏である。さらに、門客として佐々木刑部大夫・田中四郎兵衛(治部少輔)、一門衆には京極・朽木・鞍智・大原などの諸氏がいた。彼ら重臣達は、いずれも京都直参¹¹足利氏直参の侍であった。ちなみに、『重臣連署起請文』に署名している者をあげてみると、蒲生下野入道定秀・三雲新左衛門尉成持・樫崎太郎左衛門尉賢道・三上越後守(孫三郎)恒安などを見ることが出来る。

このように六角義治の周辺は、父承禎の健在・承禎側近の後藤但馬守と後藤氏に従う被官達の威勢に圧せられているという状況であった。このような状況にあった義治は、

(前略) 義弼此有様ヲ見テ若シ後藤但馬守逆意思立事アラハ吾カ家一門家来皆以テ彼レニ順テ吾ヲ背ヌヘキ事ウタカヒナシ主ノ威軽ク成事以ノ外ノ次第ナリ。(後略)

六角氏式目制定の目的と背景

という危機感を持つようになった。義治がこのような危機感を持つのは、江北守護京極氏が、その権力を老臣上坂氏被官浅井氏によって、押領されたことを知っていたからであろう。そして、後藤氏の威勢により、これと同様のことが起きると考えたのであろう。そこで、このことを「近臣ニ種村建部ト云兩人ノ者ヲ呼此事ヲシメシ合¹²」せたのである。この種村・建部は義治側近であるが、義治の意見には反対した。この間の経過を『足利季世記』によれば、

(前略) 「後藤但馬守は」承禎ノ寵臣也國中ノ大名家老多以テ彼レカ縁者タリ一定後難ト可成ト評定シ先ツ此由ヲヒソカニ承禎ニ奉伺テ其後可被誅ト申シケレハ義弼大ニイカリ汝等ヲハ頼母敷思ヒカムル一大事ヲ云合ケルソ吾カ落度也父屋形ニ申サハ御免可有カ却而後藤モレ聞ナハ吾カ災トナルヘシ此上ハ不及カ今夜打立テ自ラ後藤ヲ打果シ存分可遂ト已ニ用意アリケレハ建部種村秋ヲヒカハ暫御待候ニ左ヤウニ思食給ハ明日召寄可致誅伐ト誓言シケレハ義弼不斜悦テ明日ヲ待給フ(後略)

とある。このようにして、十月一日後藤但馬守は誘殺されたのである。この事件によって、他の重臣や縁故の侍は、それぞれ各自の在地へ引揚げたのである。そして、ついに「依之後藤之一族并國中之諸侍悉背六角家。攻観音寺城。」¹³という状態になり、これより六角氏は、内訌に苦しむこととなる。

この観音寺城攻撃のために、六角承禎・義治父子は、

(前略) 八日暁、四郎殿二千許日野蒲生館御退、九日巳刻、

御親父承禎、三雲館江御退(後略)とある。さらに観音寺および城下も、

(前略)軍卒観音寺乱妨、一字不残焼失、観音寺本堂迄回祿、麓石場寺三千家屋一時焼却(後略)

という有様であった。また、これと同時に、

(前略) 国中之諸家一味同心。語江北浅井家攻日野城也。(後略)

と、多くの被官が江北浅井氏と共に、日野城を攻撃している。これに参加したのは、永田・三上・池田・平井・進藤などの有力被官達であった。このように分国内での内訌は、江北浅井氏の介入により、今後江南・江北の争いに発展していくのである。

こうして観音寺城を没落した六角承禎・義治は、日野館主蒲生定秀・賢秀の調停によって、十月下旬には帰城することができた。『勢州軍記』によると、

(前略) 蒲生定秀之子息左兵衛大夫賢秀。亦後藤但馬守之甥也。雖然敬主君離親族独致忠節。遂調君臣和睦。立但州之次男後藤喜三郎為家督。致国中無為。是拔群之忠功也。故蒲生父子其頃於六角家司權柄也。(後略)

蒲生定秀・賢秀の調停によって、観音寺城を回復した承禎・義治に、犬上郡多賀神社・京都大徳寺より慰問があった。それに対して、承禎・義治は次のような謝状を送っている。

就四郎帰城、兩種一荷到来祝着候、猶武藤与介可申候也、謹

言、

十月廿六日

多賀社

就当国錯乱芳間、過分至極候、仍青銅百足拜受、難奉謝候、

委曲須田七郎左衛門尉可申入候、可得尊意候、恐惶敬白

後十二月十六日

義弼(花押)

大徳寺貴報

このようにして、六角義治によって起された観音寺騒動は、蒲生氏の調停により、後藤喜三郎高治が家督を相続することを条件に、一応の解決をするのであった。だが、この六角氏分国内での内訌は、江北浅井氏の侵攻によって、混乱は激しくなっていくのである。そして、ついに永禄九年には、

〔九月〕十三日庚午晴。去九日江州大合戦三。打死人衆三百計。南衆打死云々。

と、『永禄九年記』にあるように、決定的敗北をするのであった。

三 安国寺質流相論一件

二で述べた観音寺騒動とともに、『六角氏式目』制定の大きな要因となったものに、安国寺質流相論がある。これは、足利尊氏によって諸国に建立された安国寺のひとつ、芦浦安国寺の支配権に関した相論である。この国家祈願の寺が、いつ頃から衰退したのか不詳であるが、この時期には、後藤氏の支配に属していた。ところが、永禄九(一五六六)年五月後藤喜三郎高

治(『連署起請文』では高安となっているが、この時期の自署には高治とある)は、野洲郡木浜の進藤山城守に對して、安国寺を質物として、錢二十貫文の借用を依頼している。しかし、返済期限の同年十月を過ぎても返済されていないとした進藤氏は、安国寺の質流を通告して、没収してしまつた。このことから、後藤・進藤兩人の相論だけでなく、後藤氏を支持する親類衆・重臣と六角氏・進藤氏との相論へと發展したのである。ここでは、『芦浦観音寺文書』により、安国寺質流相論を追つてみる。

永祿九年五月二十四日後藤喜三郎は、進藤山城守方より安国寺を質物として、錢二十貫文を借用した。ところが、進藤氏は約月の超過を理由として、安国寺の質流を通告してきた。ここで後藤氏は親類衆とともに、芦浦観音寺・本間右馬允を調停者として、解決をはかつたのである。しかし、進藤氏は調停を待たずに、六角氏へ直奏したために、この事件は大きく發展していくのであつた。この訴訟に對して、六角氏は次のような裁断をおこなつてゐる。

祈願所蘆浦安国寺之事、後藤喜三郎雖令存知寺候、其方江為質物遣置、約月馳過ニ付而被流取之由、得其意候、自然誰々申子細雖在之、不可能許容候、然上者、彼寺物并諸職被官人等永代才判之儀、不可有別儀候(後略)

三月廿三日

進藤山城守殿

承禎(花押)

六角氏式目制定の目的と背景

蘆浦安国寺之事、質物仁被取流付、御屋形御書之通披見候、然者其旨不可有別儀候(後略)

三月廿八日

義治(花押)

進藤山城守殿

と、進藤氏の訴えを全面的に認めている。このため、後藤氏の親類衆である狛丹後守定式・布施淡路入道公雄・十竹軒中腥・三上越後守恒安・永田備中入道賢弘ら六角氏重臣は、四月十一日に進藤氏に對して、その非を訴える書状を送つてゐる。さらに、翌十二日には六角義治側近の狛修理亮・狛右兵衛に、また十三日には、狛孫三郎にも進藤氏の非を訴えて、安国寺の還附を求めている。このように、単なる質流事件が大きくなつたのは、永祿十年八月廿九日『後藤喜三郎言上書』にもあるように、

一、(前略)拾月を雖相限代物一度に不渡候て八月迄度々仁被相渡候、然者質物者不可相流候、(後略)

一 旧冬質物相流由候之間驚入、則元利可返弁旨、代物を至木浜持せ懇申候間柄仁付而、事を尽数篇申届候へ共、月迫之間、相延候、至春涯分可申調之由(中略)当春者、蘆浦観音寺・本間右馬允可有馳走之由、下代者申談由候間、其分にて候之処、御書を被取理不尽仁可有知行(後略)

一、(前略)此錢主別人之由相聞候、

と、後藤氏が申し出ているためであつた。そのほかに、この相論に對して、六角氏の裁断が進藤氏の訴えを一方的に認めた行為によるのであつた。このため、観音寺騒動以来ふたたび六角

氏と重臣の間で争いが生じたのである。そしてこの事件は、四で述べる六角氏の恣意的裁断と、直奏を禁じるための「御沙汰奏者」設置への要因ともなっていくのである。このような六角氏の行為に反発した後藤氏と親類衆は、重臣三雲新左衛門尉成持に対して、同年四月十八日に制定された式目によって、公平に裁断されるように要請した。

後藤被申上ニ付而、最前申上候安国寺事、以目安可被遂御糺明由候条、則被進上候処、片手打ニ御誑之由驚存候、於申者、不可有御越度候間、随有御披露如御法被加御裁許可然存候、(後略)

七月十六日

中脛(花押)

恒安(花押)

賢弘(花押)

三雲新左衛門尉殿

これに対して三雲新左衛門尉は、六角承禎側近の落合八郎兵衛尉・驗江満介に書状を送って、六角氏が進藤氏の言だけを取りあげて、後藤氏の上申状を披見しないのは、偏頗の処置であると非難し、式目制定の目的を遵守して、公平に糺明するように主張している。この書状は、式目に対する重臣の態度をみるこことができるから、長文ではあるが、引用してみると次のようである。

(前略)安国寺之儀、後藤被申上目安状不被及御一覽被返下候、其段申聞候処、彼家中歴々至当所相越申事ニ御公事理非ハ御糺明次第候、殊今度御置目も有之事候間、其御誑下とし

て、何として可相被候哉、後藤我等縁者と申、歴々入来候而歎申所、つきはなしかたく候、皆々へのとゞけにて候間、旁以かゝへておき申、御なげき申候へて不叶事候、今度御置目御順路之旨、公私御誓紙之上者、双方目安を被御覽、理非を被付候者、たかひの根述懐も不可有之候間、被加御分別、御順路之儀可忝存事、

被对進山御両殿様、被成御書候条、後藤方目安状不及被成御披見旨、専ニ被仰出候、歎ケ敷存候、今度定被置御条目内ニ歴然有之儀候、申掠於御書奉書者不可被成御許容由、相究儀候、如此不相紛子細、我等無功ニ付而、不申達様ニ、歎申事候、被遂御糺明相果候へ者、まけ候ても不及是非候、此ま書物被返付候へ者、我等若者にて申所を□申たてさるなとゞ口外候へ者、国中にてとり沙汰迷惑仕候、可届なと理をつくされ候て、被仰付候者可忝候、此御書事被遣候段、後藤親類衆最前申上候者、被得御意、狛三郎兵衛尉方返札にも其段も不可相紛之同、為御披見進上候、後藤親類中并喜三書状如此候間、中半にてハ難打置候、可然様御披露憑存候、恐々謹言

七月十八日

成持(花押)

この書状の中で、とくに注目されるのは、「御公事理非ハ御糺明次第候、殊今度御置目も有之事候間、其御誑下として、何として可相被候哉」という文言である。これは式目三十七条の、

一、不被遂御糺明、一方向不可被成御判并奉書事、

に対する違背行為をいっている。また、「今度御置目御順路之旨、公私御誓紙之上者」という文言は、『六角氏起請文』に公

と、『運署起請文』に私とにおいて、沙汰する場合には、眞眞・偏頗をおこなわないと、誓約していることに對する違背行為を指している。このように、式目制定後わずか二ヶ月で、六角氏は自らの規定を無視している。この六角氏の行為に重臣達は、式目制定の目的確認と、式目の遵守とを、強く要求しているのであった。

この事件の結末については、明らかにすることができないが、いままでみてきただけでも、式目制定前後の事件として、式目制定に影響のあつたことは明らかである。

四 式目制定の目的と特色

前節までに述べてきたように、永祿六年以降の六角氏は、内訌とそれに伴う江北浅井氏との抗争、さらに重臣同志による争いなどにより、衰退への道を急速に進んでいた。このような時期に際した六角氏と重臣達が、分国内の混乱を鎮め、安定した体制を再現するために起草したのが、この『六角氏式目』であつた。式目制定の根本目的は、式目の最初の部分にある次の文にあらわれている。

当国一乱已後、不任公私意、猥輩為御成敗条々、

ここでいう「当国一乱已後」とは、前にみた観音寺騒動を指している。この大乱以後「猥輩」に無法者が六角氏の統制に従つておらず、分国内が無秩序状態にあつたことを想像させる。そして、この「猥輩」を成敗する法の制定を目的として、式目が起草されるのである。しかし、その制定方法は、大名六角氏の

一方的下附の形式をとっていないのである。それは、式目条文の後に『運署起請文』があるが、それには、次のように述べている。

一 御政道法度之事、得御諛、愚暗旨趣書立、備上賢処、被成御許容、則有御誓紙、被定置儀、忝次第候、(後略)

これによれば、六角氏の重臣達が起草した条文について、六角氏が承認する。そして、六角氏と重臣との間で、起請文を交換することによって、式目は発効するのであつた。

このように、六角氏自身による制定ではなく、重臣達の協議によつて起草されている例は、追加条目がある場合についてのことを起請した、『六角氏起請文』第一項にもみることができ

一 国中法度今度定置旨、永不可有相違、此外可書入条数在之者、重而各以相談可被追加事、

すなわち、追加すべき条目があれば、「重而及以相談」追加するといふのである。この「重而……相談」する相手は、運署起請した者達であることは明らかである。このように、重臣達によつて起草された式目ではあるが、六角氏分国法もしくは六角氏家法としての性格を有する以上は、どうしても六角氏の承認を必要とするのである。だからこそ、この式目の各条目に対して、六角氏は起請して承認を与えているのである。

次に、式目が六角氏分国内および被官に對する規制はもちろん、六角氏自身の行為についても規制していることを、若干の例によつて示してみよう。

一 従先規不仕付諸役夫役等、新儀不可被仰付事^⑤

一 従先規仕来諸役同夫役等、無謂致違背令中絶者、被任先例、堅可被仰付事^⑥

これは三十五・三十六条である。すなわち、三十五条には、先規より仕付けていない諸役・夫役等は、新儀に賦課されないとして規定している。また、三十六条では、先規より賦課されている諸役・夫役等は、謂れなく違背し、中絶することを禁じている。この二ヶ条は、前者においては、六角氏に新儀課役を禁止することを求め、後者では、従来からの課役の履行を求めている。このように課役の賦課においても、六角氏の行為に対して規制をしているのである。さらに、訴訟についても、六角氏の恣意的裁断を規制する条目を有していることは、六角氏目目の成立と、その特色をみる上で、注目すべきことである。すなわち、六十五・六十六・六十七条には、訴訟の取次奏者について、次のように規定している。

一 御沙汰奏者之事、今度致誓印之面々、可申上儀勿論之事

一 御前若衆中、今度起請文連判仕衆、御沙汰奏者可申上儀、可為勿論、連判外別人不可被加之、但、若衆中被仰聞、御請於申上者、可被入之、然者、余人各別仁誓紙被仰付、御沙汰之奏者被仕儀、不可在之事

一 右両条仁被書載之外、御沙汰訴論之奏者被申上儀、一切可被停止、同御内儀御執合申輩、不可被聞召入、然者、御沙汰訴論仁付而、御執合申候、可為曲事事、

この条目は、六角氏の恣意的裁断を規制する目的とともに、六

角氏がそのような行為をする原因ともなる直奏を禁止する目的で作成されたのである。そして、訴訟をおこなう場合には、六十五条にある「御沙汰奏者」の者のみに、訴訟を披露する権限を与えているのである。それでは、「御沙汰奏者」にはどのような者がなるのであろうか。六十五条には、「御沙汰奏者之事、今度致誓印之面々、可申上儀勿論之事」とある。だから、『連署起請文』に起請した者が、「御沙汰奏者」であることは明らかである。だが、この「御沙汰奏者」というのは、六角氏被官内でのどのような地位にいた者であらうか。『連署起請文』に署名している氏名をみてゆくと、三上越後守恒安・蒲生下野入道定秀・三雲新左衛門尉成持・檜崎太郎左衛門尉賢道・進藤山城守賢盛などは、六角奉行人として、数多くの下知状等を発給している。また、前にみた家老・門客・一門衆などの重臣をも含んでいる。だから、彼らは六角氏被官内での重臣あるいは老臣という地位にあったことは疑いない。さらに、六十六条に「御前若衆中、今度起請文連判仕衆、御沙汰奏者可申上儀、可為勿論」とある。この「御前若衆」とは、どのような性格をもつ地位であったのか不明であるが、六角氏側近の臣であったようである。それはともかく、この「御前若衆」で新たに奏者になるためには、「若衆中被仰聞、御請於申上」後に、はじめて奏者に列することができるのである。これは「御前若衆」中の同意がなくては、六角氏も奏者を任命することができないということである。このように「御前若衆」は、六角氏側近として、前述の重臣と並んで大きな力を持っていたのである。また、六

十七条では、訴訟を奏する者の規定とともに、この奏者を通さない「御内儀御執合申輩」の訴訟は取りあげてはならないと、六角氏に制約をくわえている。以上、若干の例から、六角氏式目が相互規制の性格を有していることをみたが、最後に式目に対する双方の起請文前書を比較して、その特色をまとめてみる。

六角氏起請文

連署起請文^⑥

(A) 国中法度今度定置旨、永不可有相違、此外可書入条数在之者、重而各以相談可被追加事

(B) 御沙汰可為憲法上者、於及訴論子細者、或就親近之浅深令最順、或依奏者之好惡致偏頗儀、不可在之、任道理之旨、对万民如順路可加成敗事

御政道法度之事、得御諛、愚暗旨趣書立、備上覽処、被成御許容、則有御誓紙、被定置儀忝次第候、然上者、条々永不可致相違、猶以此外可被書入題目出来者、各被仰聞、可有御追加事、

訴論被及御沙汰、為非抛輩被棄置処、或乍知道理之旨、号無理之御成敗、或申立連々忠節奉公之功、述懐申儀、聊以不可在之、就中、御成敗是非為御談合、各被仰聞者、所及愚意、不恐權勢、不願縁者親類等、如順路可申上事、

(C) 南北銚桶為最中上者、雖不及申、戦功武略共可被竭忠節儀肝要候、然上者、賞禄不可有最順偏頗、於大功大忠者、及力限可計之、猶以糾輕重、可加褒美間、粉骨之輩劳功、永不可失之条、諸卒之働、聊不被為、廉直仁可被告知事、

就南北都鄙銚桶、各随分可奉拙忠節、聊不可致油断、然者、万人無御差別、戦功武略共以粉骨輩、被糾其浅深、可被与御恩賞旨忝存事

重臣の「連署起請文」第一項に、「則有御誓紙」とあるから、この起請文は「六角氏起請文」を受けたかたちで書れたものである。それ故に、六角氏が重臣達により起草された式目に対して、どのように対応したかをみることができ。

まず、『六角氏起請文』(A)項からみると、ここでは式目全体に対しての承認と、その遵守とを述べている。さらに、前にもみたように、追加条目があれば「号以相談」追加すべきことを規定している。この起請文第一項に、条目追加の場合の方法を規定しているのは、式目の最後に、

右条々、短才之間、了簡蒙昧而已歎、併当国之外可被憚他見、猶以依念劇急所相定、不及静案之条、可有御追加題目可出来、然者、各被仰聞、可被議定者也、仍所被定置如件、

とあり、この式目は「短才之間、了簡蒙昧而已歎(中略)猶以依念劇急所相定、不及静案」故に、条目追加が「可出来」ことを予想している。「依念劇云々」とは、具体的には江北浅井氏

との抗争についてである。このような時に「急所相定」だから、「不及静案」というのである。そして、このようにして起草された式目に、追加すべき条目があれば、各々に仰せ聞かされて、「可被議定」であると注文している。このように、六角氏との起請文交換以前、すでに追加条目は各々が評議して決定することを、式目の中で明記している。そして六角氏は、これを起請文において、追認しているにすぎないのである。さらにこのことを重臣達は、『連署起請文』で再確認するのである。

次に『六角氏起請文』(B)項では、沙汰には鼻眞・偏頭をおこなわないことを誓約している。また重臣達も、六角氏の裁断に従うことを誓約するのであった。これは、式目の「御沙汰奏者」に関連したものである。

最後の『六角氏起請文』(C)項においては、「南北鉾楯」―江南北六角氏と江北浅井氏との抗争中は勿論、その他の戦功・忠節に対しての恩賞には、偏頭のないことを誓約している。これに対する『連署起請文』も、被官各層の忠節を義務づけている。

いま二つの起請文を比較してみたが、とくに(A)項では式目の目的を、さらにはつきりと読みとることができるとは、『連署起請文』の署名者達が、六角氏被官および分国内の諸階層への規制のみならず、主家である六角氏自身の行為に対しても、規制しようとする意図のあったことは明らかである。

五 おわりに

いま、『六角氏式目』制定の歴史的背景として、観音寺騒動

と安国寺質流相論という、六角氏分国内での抗争をとらえてみた。この二つの事件は、その発端においては、それぞれ単なる小事として鎮まる性格のものであった。それが六角氏の存立基盤を危うくするほどの原因はどこにあったのであろうか。この原因の基底にあるのは、やはり、六角氏分国内での支配権力が確立せず、他の戦国諸大名のように、被官を自己の下に支配しきれなかったからではないか。また、このような弱い権力しか有しなかった六角氏が、分国内を統一するために、式目の制定をおこなったとしても、本来的な分国法を制定することはできなかったのではないだろうか。分国法を制定する本来の目的は、自己の領域内にある諸々の権力を否定し、自己の統一的・一元の支配の確立された領域を実現するためにあったのである。ところで、六角氏の場合はどうであつたらうか。観音寺騒動にみられるように、有力被官とはいえ、自己の臣の仲介がなければ和睦できない。また、本稿でふれないが、甲賀郡中惣のように、分国内に独立的権力機構が存在するという状態であつた。このような状態を前提として、『六角氏式目』の条目を読むならば、それが六角氏自身による、強力な統一的・一元の支配を確立するためでないことがわかる。もちろん、観音寺騒動以来、急速に衰退の方向にすすんでいた六角氏であるから、分国内を再統一し、権力基盤を強化しようとしたのは当然である。だが、多くの有力被官を抱えている六角氏は、これらの被官と妥協しなければ、分国内の再統一は不可能であつた。だから有力被官達は、六角氏の恣意による行為に対して、多くの制限を

加えているのであった。

このように『六角氏式目』をみてゆくと、それは被官が主家に行動の規制を加えているというだけでなく、江南地方における領主間協定とも思える部分がある。この問題を明らかにするために、やはり六角氏の支配・権力機構を明らかにする必要がある。さらに、在地領主としての有力被官についても、若干の例は発表されているが、その多くは、甲賀郡中惣との関連でなされたものであり、『連署起請文』に署名されているような有力被官の実態を明らかにすることが急務であろう。このような成果の上に、守護大名六角氏の支配・権力機構と、有力被官との関連も明らかとなる。

今回の報告は、衰退期にあった六角氏の動向と、有力被官とのかかわりあい、『六角氏式目』制定の目的と背景という、表面的な面からみることを目的としたものである。内部的問題については、先に述べたように、守護大名としての六角氏と、個々の在地領主層の実態を明らかにする方向で、今後の課題としてみる。

註

- ① 牧健二「義治式目の発見と其価値」(『法学論叢』三十七卷五号)
- ② 『長享年後畿内兵乱記』(『新訂史籍集覽』第十六、三〇八頁所収)
- ③ 『厳助往年記』あるいは『厳助大僧正記』(『統群書類従』三十上、六十六頁)
- ④ 『足利季世記』(『増補史籍集覽』第十六、二六五頁)

- ⑤ 同右、二六四頁
- ⑥ 『勢州軍記』(『統群書類従』二十一上、十三頁)
- ⑦ 『足利季世記』(『増補史籍集覽』第十六、二六四頁)
- ⑧ 同右、二六四頁
- ⑨ 同右、二六四—二六五頁
- ⑩ 『勢州軍記』(『統群書類従』二十一上、一五頁)
- ⑪ 『長享年後畿内兵乱記』(『新訂史籍集覽』第十六、三〇九頁)
- ⑫ 同右、三〇九頁
- ⑬ 『勢州軍記』(『統群書類従』二十一上、一五頁)
- ⑭ 同右、一五頁
- ⑮ 『多賀神社文書』(『蒲生郡志』六二〇頁)
- ⑯ 『大日本古文書』家わけ第十七、一三四頁
- ⑰ 『永祿九年記』(『統群書類従』二十九下、四二一頁)
- ⑱ 『芦浦観音寺文書』(仏教大学日本史研究室所蔵写真版)
- ⑲ 同右、
- ⑳ 同右、
- ㉑ 同右、
- ㉒ 同右、
- ㉓ 同右、
- ㉔ 同右、
- ㉕ 同右、
- ㉖ 『中世法制史料集』第三卷、二六五頁
- ㉗ 同右、二五九頁
- ㉘ 同右、二七一—二七四頁
- ㉙ 同右、二七四—二七五頁
- ㉚ 同右、二六五頁

- ① 同右 二六五頁
- ② 同右 二七〇—二七一頁
- ③ 甲賀郡『黒川氏文書』その他 多数の文書が見い出される。

- ④ (B)項には三ヶ条あるが、ここでは後の二ヶ条は省略した。
- ⑤ 『中世法制史料集』第三卷、二七一頁